

仙台市障害者差別禁止条例骨子案についての提案

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会
(愛称:条例の会 仙台)

はじめに

誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(条例の会仙台)は、2009年に障害者団体を中心に国連の障害者権利条約(以下、条約)批准と、差別禁止法、そして仙台での障害者差別禁止条例の制定を目標に結成されました。

これまでに障害者差別解消法(以下、解消法)の制定、条約の批准がなされました。これには実際の協議に関わった人々の想いととも、全国各地で障害をもつ人への差別をなくしたいという想いが結集した結果であり、千葉県を始まりとする全国各地での障害をもつ人への差別をなくすための条例制定が大きな後押しとなりました。

仙台市においても今年度(平成 26 年度)、条例の検討が仙台市障害者施策推進協議会に諮問され、平成 28 年 4 月の制定をめざし協議の真っ最中です。障害者権利条約を批准し、解消法が制定された今、制定される条例は条約が示す理念や事項を満たすことが求められます。

条例の会仙台では、これまで協議してきたことや活動をふまえつつ、独自の条例骨子案を作成し、ここに発表します。

第1. 基本事項

1. 条例の必要性

- (1)「障害をもつ人を差別してはいけない」誰もがそう考えている。しかしながら、現状はあらゆる場面で障害を理由とした不当な取り扱いを受け、個人の尊厳を否定され、社会文化的な活動からともすれば排除される現実がある。
- (2)障害をもつ人が、その尊厳を保ち地域社会で自由に暮らすためには、様々な環境整備(福祉サービスの充実、教育の充実、意識の改革、物理的・

心理的バリアの除去等)が不可欠である。

- (3) これまで、特別な配慮として捉えられてきたこれらの環境整備を仙台市民全体の目標・権利として位置づけ、取り組んでいくためのルール作りをする必要がある。
- (4) ルールを作るうえで、何が権利侵害なのか、何が必要な配慮なのか、明らかにし、その基準を示す必要がある。それは、市民が往々にして意図しないままに差別や権利侵害をしてしまうと思われるからである。

2. 条例の名称

- (1) 名称は、障害をもつ人への差別をなくし、市民全体の共生社会を構築することが明確にわかるように、「差別の禁止」または「差別の解消」という語を使用すべき。

3. 前文

- (1) 前文は、条例制定に至る背景や現状、趣旨などを広く市民に示すために設ける。
- (2) 仙台市が共生社会を目指すための「生活圏拡張運動」発祥の地であることを盛り込む。
- (3) 障害をもつ人が社会に参加するための様々な取り組みがなされてきたが、未だ不十分な状況にあることを示す。
- (4) 東日本大震災により未曾有の被害を被ったが、亡くなった率に象徴されるように、障害を持つ市民が困難な状況に置かれたことを示す。
- (5) これらを踏まえ、障害を持つ人を含めたすべての市民が共に安心して自由に生きていくことができる環境、社会をつくるための決意を表明する。

4. 目的

目的には、以下の点を盛り込むべき。

- (1) 障害や障害をもつ人に対する理解を深めること。
- (2) 障害をもつ人に対する差別を禁止すること。
- (3) 障害の有無によらず、地域社会に参加しながら生活できる社会を実現すること。

5. 基本理念

条例の基本理念には、共生社会を実現するための考え方、方向性として以下の点を盛り込むべき

- (1) 共生社会を構築するために、障害の有無によらず、等しく人権を享受する個人として尊重され、権利の行使を保障されること
- (2) 障害をもつ人も社会の一員として、地域生活を営む権利があることを確認する。
- (3) 障害の有無によらず、参加できる地域社会を市民全体で構築していくこと。
- (4) 「差別する側とされる側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。」(※長崎条例第3条4項より)

6. 用語・差別の定義

定義は、障害、障害をもつ人・市民・事業者・社会的障壁・差別・不均等待遇・不利益取扱・合理的配慮について設ける。

7. 市の役割・責務

- (1) 市は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、障害をもつ人への差別をなくすための施策を策定し、実施する。
- (2) 市は、条例施行に必要な予算措置を行う。

8. 市民の役割

市は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、差別をなくすよう努める。

第2. 差別の禁止

1. 分野ごとの規定について

- (1) 分野ごとの差別の定義および例示については、例示列举で記述すべき(例示された分野以外の差別も禁止)。
- (2) 以下に例示の案。なお、条例ではそれぞれ条文だてをし、禁止をうたうべきと考える。

1. 本人意思の尊重
2. 交通機関の利用
3. 建物・道路・駐車場等の利用
4. 就労・労働(採用試験、労働時間、賃金・待遇、労働環境等)
5. 教育(入学、試験・考査、通学、学習内容等)

6. 医療（受診、入院、強制の禁止等）
7. 商品・サービス提供
8. 福祉サービス等（強制の禁止、適切な情報提供及びサービス利用支援等）
9. 不動産取引
10. 情報・コミュニケーション（情報の発信における差別の禁止、受信における差別の禁止等）
11. 行政
12. 選挙等
13. 災害時対応
14. 結婚・子育て
15. 文化・スポーツ等
16. 信仰の自由
17. 余暇
18. 性別（※1）
19. その他

※1 「18. 性別」について

女性障害者への差別の禁止を規定すべき。障害をもつ女性は、女性が受ける差別に加え、障害をもつ人が受ける二重の差別を受けてきた。または受ける可能性があるため。

(1) 例えば、婚姻や出産、育児を反対されたり、セクハラターゲットにされる。また、女性相談やDVのシェルターなどが障害をもつ人に対応していないなどがある。

(2) 京都条例では、第2条4項で「全て障害をもつ人は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること」と規定している。

2. 虐待防止

虐待については、障害者虐待防止法が制定されているが、通報義務などで不十分な点があるため、補足して条例でも規定すべき。

第3. 差別をなくすしくみ

1. 紛争解決

- (1) 障害をもつ人が被る個別・具体的な不利益や差別を解消するためのシステムが不可欠である。
- (2) 差別を受けた場合に、相談できる場所を設ける(相談センター等)。
- (3) 助言や調査、あっせん等ができる機関を設ける(委員会等)。
- (4) 以上の(2)と(3)は、いずれも独立した機関であることが必要と考える
- (5) 調査、あっせん機関のメンバーの過半数は、障害を持つ当事者とする。
- (6) 首長の名のもとに勧告・公表等ができるようにする。

2. 未然防止(市民に対する理解と関心の増進)のシステムの構築

- (1) 障害をもつ人への差別等があった時のシステムと同様に、差別等を未然に防止するためのシステムが必要不可欠である。教育や啓発、交流等の取り組みによって、市民の障害を持つ人への理解を促進することにより、偏見や不適切な対応、態度をなくしていくことが重要である。
- (2) 障害をもつ人の多くが「周囲の理解」がないことによる不利益や差別を経験していることからももっとも重要な点である。
- (3) 具体的には、各事業分野での意見交換会の実施や、当事者が参加しての研修の実施など。

3. 差別をなくすための会議体の設置

実際の事例をもとにして、相談、調査、あっせん機関と市が協議し、施策や制度へ反映させるための仕組みを設ける(※2 別紙資料:解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」のイメージ)

4. 好事例の公表および表彰

障害をもつ人への差別の解消を広げるため、差別の解消等に取り組んでいる事業所、事象を公表し、表彰等を行う。

5. 補助・助成

社会的障壁の除去を目的として、事業所等が改修等を行う場合に、調査・あっせん機関と仙台市の協議により、その費用の全部または一部を助成する制度を設ける。

第4. その他

1. 見直し規定

条例は、社会情勢を考慮し、数年ごとの見直しを明記する。

『障害』の表記について

『障害』の表記については様々な意見があることを踏まえ、市民による議論を通じて合意の形成を図り、最終的な表記を決定する。また、「障害をもつ」「障害のある」といった表現についても同様である。

今回の骨子案については、従来障害表記を使用した。

以上

※参考資料

解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」について

趣旨

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされている。

協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい。内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする。

※引用文献

内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（原案）」
(P.11)

URL : http://www8.cao.go.jp/shougai/kihonhoushin_iken.html

より引用